

# 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の 制定について

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「5割相当額」の次に「（1円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

市民館設備使用料一覧

1 ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	拡声装置	円 1,650	1	1式	
	補助ミキサー	550	1	1台	
	ダイナミックマイクロホン	220	1	1本	
	コンデンサーマイクロホン	660	1	1本	
	ワイヤレスマイクロホン	1,210	1	1本	
	ディスク・プレーヤー	550	1	1台	レコード、CD等の再生専用
	録音再生機器	550	1	1台	テープ、MD等の録音再生用
	音響効果装置		550	1	1台
		550	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置

		550	1	1台	可般型スピーカー類
		550	1	1台	ランニング装置
		550	1	1台	その他の装置
照明 設備	ボーダーライト	440	1	1列	
	アッパーホリゾンライト	660	1	1列	
	ローアホリゾンライト	440	1	1列	
	サスペンションライト	1,100	1	1列	
	プロセニウムスポットライト	1,100	1	1列	
	トーマンタルスポットライト	1,100	1	1式	
	フットライト	220	1	1列	
	シーリングスポットライト	1,100	1	1列	
	ライトバトン	1,100	1	1列	高津に適用
	フロントサイドスポットライト	1,100	1	1式	
	サイドライトバトン	1,100	1	1式	高津に適用
	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット以下
		220	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
		330	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	1,100	1	1台	
	ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル
		110	1	1基	1.8メートル
	照明効果装置	440	1	1台	ミラーボール
		440	1	1台	リップルマシン
		440	1	1台	オーロラマシン

		440	1	1台	ストロボマシン
		440	1	1台	エフェクトマシン
		440	1	1台	ミニプロファイル
		440	1	1台	その他の装置
	ディスク	110	1	1枚	
	先玉	110	1	1個	
	元玉	110	1	1個	
舞台 設備	演壇	330	1	1式	
	司会者台	220	1	1台	
	反響板	1,650	1	1式	照明付
	指揮台	110	1	1台	
	指揮者用譜面台	110	1	1台	
	譜面台	55	1	1台	
	譜面灯	55	1	1台	
	椅子	22	1	1脚	
	コントラバス用椅子	55	1	1脚	
	長机	110	1	1脚	
	所作台	2,200	1	1式	
	平台	110	1	1台	
	足	11	1	1個	
	松羽目	1,100	1	1式	
	烏屋囲	550	1	1式	
	金屏風	1,100	1	1双	
	銀屏風	1,100	1	1双	

	紅白幕	220	1	1枚	
	浅黄幕	220	1	1枚	
	紗幕	220	1	1枚	
	遠見	1,100	1	1枚	
	地がすり	330	1	1枚	
	もうせん	330	1	1枚	
	長座布団	110	1	1枚	
	高座用座布団	110	1	1枚	
	座布団	22	1	1枚	
	上敷	110	1	1枚	
	バレエシート	4,400	1	1式	麻生に適用（テープ別）
	大太鼓	220	1	1式	
	ピアノ	5,500	1	1台	フルコンサート（調律別）
	スクリーン	220	1	1張	
	浴室	550	1	1室	
その他	映写機	880	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	880	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	1,650	1	1台	幸・中原・多摩・麻生に適用
	持込器具	110	1	1キ ロワ ット	

## 2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー レコードプレー

				ヤー マイクロホン ビデオプロジェ クター（高津・ 多摩に適用）
照明設備	1,100	1	1 式	宮前・多摩・麻 生に適用
ピアノ	3,300	1	1 台	セミコンサート （調律別）
レクチャーテーブル	550	1	1 式	会議室にも適用
金屏風	1,100	1	1 双	高津・多摩・麻 生に適用

### 3 その他の設備

品名	金額	回数	単位	備考
陶芸窯	円 3,300	1	1 台	中原・多摩に適 用

別表備考第2項に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

## 制 定 理 由

市民館の使用料を改定するため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p>○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号 (第1条～第6条 略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額 <u>(1円未満の端数は、切り捨てる。)</u> を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。 (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。 (4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>(第8条～第13条 略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。 <u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 1157 1064 1388"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用中止届出期間</th> <th>還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日</td> <td>6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>使用日</td> <td>3日まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名		使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日	6箇月まで	全額	前	4箇月まで	5割相当額	その他の施設	使用日	3日まで	全額		前			<p>○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号 (第1条～第6条 略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。 (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。 (4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>(第8条～第13条 略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1157 2060 1388"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用中止届出期間</th> <th>還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日</td> <td>6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>使用日</td> <td>3日まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名		使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日	6箇月まで	全額	前	4箇月まで	5割相当額	その他の施設	使用日	3日まで	全額		前		
施設名		使用中止届出期間	還付料																																				
大ホール	使用日	6箇月まで	全額																																				
	前	4箇月まで	5割相当額																																				
その他の施設	使用日	3日まで	全額																																				
	前																																						
施設名		使用中止届出期間	還付料																																				
大ホール	使用日	6箇月まで	全額																																				
	前	4箇月まで	5割相当額																																				
その他の施設	使用日	3日まで	全額																																				
	前																																						
<p>2 第4条第2項の規定により、大ホールの使用の申請期間に併せてその他</p>	<p>2 第4条第2項の規定により、大ホールの使用の申請期間に併せてその他</p>																																						

7



改正後						改正前					
<p>の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定するその他の施設の規定にかかわらず、使用中止届出期間が使用日前6箇月までにあつては全額、4箇月までにあつては5割相当額とする。</p> <p>3 条例第9条第3号及び4号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は使用料の全額を還付する。</p> <p>4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。</p> <p>(第14条～第21条 略)</p>						<p>の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定するその他の施設の規定にかかわらず、使用中止届出期間が使用日前6箇月までにあつては全額、4箇月までにあつては5割相当額とする。</p> <p>3 条例第9条第3号及び4号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は使用料の全額を還付する。</p> <p>4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。</p> <p>(第14条～第21条 略)</p>					
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）					
市民館設備使用料一覧						市民館設備使用料一覧					
1 ホール						1 ホール					
種別	品名	金額	回数	単位	備考	種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	拡声装置	円 <u>1,650</u>	1	1式		音響設備	拡声装置	円 <u>1,500</u>	1	1式	
	補助ミキサー	<u>550</u>	1	1台			補助ミキサー	<u>500</u>	1	1台	
	ダイナミックマイクロホン	<u>220</u>	1	1本			ダイナミックマイクロホン	<u>200</u>	1	1本	
	コンデンサーマイクロホン	<u>660</u>	1	1本			コンデンサーマイクロホン	<u>600</u>	1	1本	
	ワイヤレスマイクロホン	<u>1,210</u>	1	1本			ワイヤレスマイクロホン	<u>1,100</u>	1	1本	
	ディスク・プレーヤー	<u>550</u>	1	1台	レコード、CD等の再生専用		ディスク・プレーヤー	<u>500</u>	1	1台	レコード、CD等の再生専用
	録音再生機器	<u>550</u>	1	1台	テープ、MD等の録音再生用		録音再生機器	<u>500</u>	1	1台	テープ、MD等の録音再生用

改正後				改正前					
	音響効果装置	<u>550</u>	1	1台	マイクロホン用 3点吊装置	<u>500</u>	1	1台	マイクロホン用 3点吊装置
		<u>550</u>	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置	<u>500</u>	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		<u>550</u>	1	1台	可般型スピーカー類	<u>500</u>	1	1台	可般型スピーカー類
		<u>550</u>	1	1台	ランニング装置	<u>500</u>	1	1台	ランニング装置
		<u>550</u>	1	1台	その他の装置	<u>500</u>	1	1台	その他の装置
照明 設備	ボーダーライト	<u>440</u>	1	1列		<u>400</u>	1	1列	
	アッパーホリゾン トライト	<u>660</u>	1	1列		<u>600</u>	1	1列	
	ローアホリゾン トライト	<u>440</u>	1	1列		<u>400</u>	1	1列	
	サスペンション ライト	<u>1,100</u>	1	1列		<u>1,000</u>	1	1列	
	プロセニウム スポット ライト	<u>1,100</u>	1	1列		<u>1,000</u>	1	1列	
	トーマンタル スポット ライト	<u>1,100</u>	1	1式		<u>1,000</u>	1	1式	
	フットライト	<u>220</u>	1	1列		<u>200</u>	1	1列	
	シーリング スポット ライト	<u>1,100</u>	1	1列		<u>1,000</u>	1	1列	
	ライトバトン	<u>1,100</u>	1	1列	高津に適用	<u>1,000</u>	1	1列	高津に適用
	フロント サイド スポット ライト	<u>1,100</u>	1	1式		<u>1,000</u>	1	1式	
	サイド ライト バトン	<u>1,100</u>	1	1式	高津に適用	<u>1,000</u>	1	1式	高津に適用

## 改正後

## 改正前

舞台 設備	スポットライト	<u>110</u>	1	1台	0.5キロワット以下
		<u>220</u>	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
		<u>330</u>	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	<u>1,100</u>	1	1台	
	ストリップライト	<u>55</u>	1	1基	0.9メートル
		<u>110</u>	1	1基	1.8メートル
	照明効果装置	<u>440</u>	1	1台	ミラーボール
		<u>440</u>	1	1台	リップルマシン
		<u>440</u>	1	1台	オーロラマシン
		<u>440</u>	1	1台	ストロボマシン
		<u>440</u>	1	1台	エフェクトマシン
		<u>440</u>	1	1台	ミニプロフィール
		<u>440</u>	1	1台	その他の装置
	ディスク	<u>110</u>	1	1枚	
先玉	<u>110</u>	1	1個		
元玉	<u>110</u>	1	1個		
演壇	<u>330</u>	1	1式		
司会者台	<u>220</u>	1	1台		
反響板	<u>1,650</u>	1	1式	照明付	
指揮台	<u>110</u>	1	1台		

舞台 設備	スポットライト	<u>100</u>	1	1台	0.5キロワット以下
		<u>200</u>	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
		<u>300</u>	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	<u>1,000</u>	1	1台	
	ストリップライト	<u>50</u>	1	1基	0.9メートル
		<u>100</u>	1	1基	1.8メートル
	照明効果装置	<u>400</u>	1	1台	ミラーボール
		<u>400</u>	1	1台	リップルマシン
		<u>400</u>	1	1台	オーロラマシン
		<u>400</u>	1	1台	ストロボマシン
		<u>400</u>	1	1台	エフェクトマシン
		<u>400</u>	1	1台	ミニプロフィール
		<u>400</u>	1	1台	その他の装置
	ディスク	<u>100</u>	1	1枚	
先玉	<u>100</u>	1	1個		
元玉	<u>100</u>	1	1個		
演壇	<u>300</u>	1	1式		
司会者台	<u>200</u>	1	1台		
反響板	<u>1,500</u>	1	1式	照明付	
指揮台	<u>100</u>	1	1台		

## 改正後

指揮者用譜面台	<u>110</u>	1	1台	
譜面台	<u>55</u>	1	1台	
譜面灯	<u>55</u>	1	1台	
椅子	<u>22</u>	1	1脚	
コントラバス用椅子	<u>55</u>	1	1脚	
長机	<u>110</u>	1	1脚	
所作台	<u>2,200</u>	1	1式	
平台	<u>110</u>	1	1台	
足	<u>11</u>	1	1個	
松羽目	<u>1,100</u>	1	1式	
鳥屋囲	<u>550</u>	1	1式	
金屏風	<u>1,100</u>	1	1双	
銀屏風	<u>1,100</u>	1	1双	
紅白幕	<u>220</u>	1	1枚	
浅黄幕	<u>220</u>	1	1枚	
紗幕	<u>220</u>	1	1枚	
遠見	<u>1,100</u>	1	1枚	
地がすり	<u>330</u>	1	1枚	
もうせん	<u>330</u>	1	1枚	
長座布団	<u>110</u>	1	1枚	
高座用座布団	<u>110</u>	1	1枚	
座布団	<u>22</u>	1	1枚	
上敷	<u>110</u>	1	1枚	
バレエシート	<u>4,400</u>	1	1式	麻生に適用（テープ別）
大太鼓	<u>220</u>	1	1式	

## 改正前

指揮者用譜面台	<u>100</u>	1	1台	
譜面台	<u>50</u>	1	1台	
譜面灯	<u>50</u>	1	1台	
椅子	<u>20</u>	1	1脚	
コントラバス用椅子	<u>50</u>	1	1脚	
長机	<u>100</u>	1	1脚	
所作台	<u>2,000</u>	1	1式	
平台	<u>100</u>	1	1台	
足	<u>10</u>	1	1個	
松羽目	<u>1,000</u>	1	1式	
鳥屋囲	<u>500</u>	1	1式	
金屏風	<u>1,000</u>	1	1双	
銀屏風	<u>1,000</u>	1	1双	
紅白幕	<u>200</u>	1	1枚	
浅黄幕	<u>200</u>	1	1枚	
紗幕	<u>200</u>	1	1枚	
遠見	<u>1,000</u>	1	1枚	
地がすり	<u>300</u>	1	1枚	
もうせん	<u>300</u>	1	1枚	
長座布団	<u>100</u>	1	1枚	
高座用座布団	<u>100</u>	1	1枚	
座布団	<u>20</u>	1	1枚	
上敷	<u>100</u>	1	1枚	
バレエシート	<u>4,000</u>	1	1式	麻生に適用（テープ別）
大太鼓	<u>200</u>	1	1式	

## 改正後

	ピアノ	<u>5,500</u>	1	1台	フルコンサート (調律別)
	スクリーン	<u>220</u>	1	1張	
	浴室	<u>550</u>	1	1室	
その他	映写機	<u>880</u>	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	<u>880</u>	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	<u>1,650</u>	1	1台	幸・中原・多摩・ 麻生に適用
	持込器具	<u>110</u>	1	1キ ロワ ット	

## 2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 <u>1,650</u>	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤ ー マイクロホン ビデオプロジェク ター (高津・多摩 に適用)
照明設備	<u>1,100</u>	1	1式	宮前・多摩・麻生 に適用
ピアノ	<u>3,300</u>	1	1台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	<u>550</u>	1	1式	会議室にも適用

## 改正前

	ピアノ	<u>5,000</u>	1	1台	フルコンサート (調律別)
	スクリーン	<u>200</u>	1	1張	
	浴室	<u>500</u>	1	1室	
その他	映写機	<u>800</u>	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	<u>800</u>	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	<u>1,500</u>	1	1台	幸・中原・多摩・ 麻生に適用
	持込器具	<u>100</u>	1	1キ ロワ ット	

## 2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 <u>1,500</u>	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤ ー マイクロホン ビデオプロジェク ター (高津・多摩 に適用)
照明設備	<u>1,000</u>	1	1式	宮前・多摩・麻生 に適用
ピアノ	<u>3,000</u>	1	1台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	<u>500</u>	1	1式	会議室にも適用

改正後					改正前				
金屏風	1,100	1	1 双	高津・多摩・麻生 に適用	金屏風	1,000	1	1 双	高津・多摩・麻生 に適用
3 その他の設備					3 その他の設備				
品名	金額	回数	単位	備考	品名	金額	回数	単位	備考
陶芸窯	円 3,300	1	1 台	中原・多摩に適用	陶芸窯	円 3,000	1	1 台	中原・多摩に適用
備考					備考				
1 本表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。					1 本表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。				
2 前項において、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。 <u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>					2 前項において、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。				
3 本表3の陶芸窯の使用については、市民館の施設を使用して創作した作品に限る。					3 本表3の陶芸窯の使用については、市民館の施設を使用して創作した作品に限る。				
(以下 略)					(以下 略)				